記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成21年10月13日

4　推薦書及び添付書類提出先　神奈川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年10月１日

和歌山労働局長　松井　玄考

第４号中「１時間673円」を「１時間674円」に改める。

囲碁篇

第24回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第24回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

平成21年10月１日

厚生労働大臣　長妻　　昭

1　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

2　試験期日　平成22年３月21日（日曜日）

3　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康
イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
ウ　食べ物と健康
エ　基礎栄養学
オ　応用栄養学
カ　栄養教育論
キ　臨床栄養学
ク　公衆栄養学
ケ　給食経営管理論

4　受験資格

⑴　平成17年３月31日において、修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後次のアからオまでに掲げる施設において２年以上栄養の指導に従事した者であるもの

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

⑵　平成17年３月31日において、修業年限が３年である栄養士養成施設（⑶に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後⑴のアからオまでに掲げる施設において１年以上栄養の指導に従事した者であるもの

⑶　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者

⑷　平成17年３月31日において、修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者であるもの

⑸　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において３年以上栄養の指導に従事した者（平成22年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

⑹　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑶に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において２年以上栄養の指導に従事した者（平成22年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑺　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において１年以上栄養の指導に従事した者（平成22年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑻　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者（平成22年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

5　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　コンピューター入力カード

㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

イ　４の受験資格の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　免許等照合書及び実務証明書

ウ　４の受験資格の⑶又は⑷に該当する者が提出する書類　免許等照合書

エ　４の受験資格の⑸、⑹又は⑺に該当する者が提出する書類　免許等照合書及び実務証明書又は実務終了見込証明書

この場合、実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成22年３月31日（水曜日）までに規定の実務を終え、平成22年４月１日（木曜日）から同年４月７日（水曜日）までに規定の実務を終えた証明書を提出すること。

オ　４の受験資格の⑻に該当する者が提出する書類　免許等照合書又は卒業・履修見込証明書

この場合、卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、平成22年４月７日（水曜日）までに卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書を提出すること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出先等

ア　受験に関する書類は、平成22年１月８日（金曜日）から１月15日（金曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局に書留郵便をもって送付することとし、１月15日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ　受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

ウ　受験に関する書類を受理した後は、試験区分及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の受験資格の⑸、⑹又は⑺に該当する者で実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成22年３月31日（水曜日）までに規定の実務を終えた証明書が、平成22年４月７日（水曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

イ　４の受験資格の⑻に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出したものにあっては、卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書が、平成22年４月７日（水曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。